

第1回横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	令和5年12月19日(火) 午前10時04分から午前11時23分まで
開催場所	ぱれっと旭3階会議室
出席者	【選定委員会委員】 委員長：影山 摩子弥 (横浜市立大学都市社会文化研究科教授) 職務代理者：中村 広子 (旭区地域子育て支援拠点運営法人代表) 委員：酒井 むつ子 (旭区社会福祉協議会ボランティア分科会会長) 鈴木 敦子 (旭区民生委員児童委員協議会会長) 仁科 美奈江 (めばえ会親の会代表) 松浦 光洋 (税理士) 和田 栄一 (旭区老人クラブ連合会会長) 【事務局】 旭区役所 福祉保健センター長 本城 福祉保健課長 石津 福祉保健課事業企画担当係長 伊藤 福祉保健課事業企画担当 上地、小林
欠席者	委員：岡田 孝弘 (旭区医師会会長)
開催形態	公開(一部非公開※) 傍聴者：なし ※議事2「地域ケアプラザの指定管理者の選定について」以降は非公開
会議内容	1 あいさつ 旭福祉保健センター長よりあいさつ。 2 委員紹介 事務局より選定委員の紹介。 3 委員長選出及び職務代理者の指名 <ul style="list-style-type: none">・互選により影山委員を委員長に選出・委員長より、中村委員を職務代理者に指名 4 指定管理者選定委員会及び要綱について <ul style="list-style-type: none">・指定管理者選定委員会の概要・「横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」・「横浜市旭区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」について事務局より説明。 議事1 委員会の公開・非公開について 審議のうえ委員会として次のとおり決定。 応募団体に対する公平性等を保つため次の審議事項は非公開とする。

- ・第1回選定委員会審議事項のすべて（※）
※公募要項の内容、選定基準、選定手続きの細目
- ・第2回選定委員会審議事項のうち、
応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定
→応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は応募団体関係者を除き公開とする。

(以降、非公開)

議事2 地域ケアプラザの指定管理者の選定について

(1) 公募要項について

事務局から案を説明し、審議のうえ案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目（採点表）について

- ・事務局案のとおり。
- ・項目7を除く各項目の採点は5段階評価（5・4・3・2・1）で行い、それぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
- ・項目7「前期の指定管理業務の実績」(1) 前期の指定管理業務の実績については、配点を±10点とする。また、(2) 職員配置状況については、0点または－5点とする。
- ・満点は300点とする。

イ 財務の評価について

健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、各委員がそれを参考にして評点をつけるものとする。

ウ 採点方法について

(ア) 【審査時の委員数が6人以上の場合】

各委員が評価基準項目に基づいて採点し（満点300点）、最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計とする。

なお、最高点及び最低点をつけた委員が複数いた場合は、くじ引きにより合計点の算出に用いる委員の採点を決定するものとする。

(イ) 【審査時の委員数が6人未満の場合】

各委員が評価基準項目に基づいて採点し（満点300点）、各委員の採点を合計とする。

エ 最低制限基準について

(ア)【審査時の委員数が6人以上の場合】

項目7「前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（満点290点）に、第2回選定委員会で最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員数を乗じて算出した点数の60%以上を最低制限基準とする。

(イ)【審査時の委員数が6人未満の場合】

項目7「前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（満点290点）に、第2回選定委員会出席委員人数を乗じて算出した点数の60%以上を最低制限基準とする。

オ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱について

第2回選定委員会（面接・審査）を欠席した場合は、集計に含めないこととする。

カ 指定候補者及び次点候補者の決定について

総得点が最も高い団体を指定管理者の候補者に、総得点が2位の団体を指定管理者の次点候補者とする。

キ 同点1位の団体が複数発生した場合の審議の順番について

以下の順で指定管理者の候補者を選定する。

(ア) 委員長を含む出席委員による投票

(イ) 委員長を除く出席委員による投票

ク 応募内容変更・追加の禁止について

- ・応募関係書類については、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

ケ 面接時のタイムスケジュールについて

- ・時間は、1団体あたり50分とする。
(プレゼンテーション15分、質疑応答20分、意見交換・採点15分)

コ 選定委員会の採点及び公表方法について

- ・各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行う。
- ・面接・審査を行ったうえで、採点表回収・集計、結果確認、結果発表・講評を行うこととする。
- ・個々の委員の採点を、委員名を伏せたかたちでホームページに公表する。

サ 委員と応募団体との利害関係の確認について

より公平な審査を期するため、応募締め切り後、委員は「応募団体との利害関係に関する確認書」を提出することとする。

- ・委員本人との利害関係が確認された場合
→公募要項に規定する欠格事項に該当するため、応募団体を失格とする。
- ・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合
- ・委員が応募団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合
→当該委員を審査から除斥する。

[主な質疑応答]

委員：財務の評価にあたり、税理士の委員からの説明があるのはいつか。
事務局：第2回選定委員会で、税理士の委員から評価とその理由をご説明いただきたい。

委員長：税理士の委員の説明を参考に評価する項目を確認したい。
事務局：税理士の委員の説明を参考にして評価いただくのは、項目2(2)「財務状況」。

委員長：項目6(1)「指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分」及び項目6(2)「利用料金の収支の活用及び運営費の効率性」についても財務分析が必要になると思われるので、税理士の委員からの説明の際に言及していただけるとありがたい。

委員長：最低制限基準の算出の際に項目7「前期の指定管理業務の実績」を除く理由は何か。

事務局：前期の指定管理者と新規に応募する団体に対して、最低制限基準を公平に設定するため。

(3) 第2回選定委員会の日程について

事務局から案を示し、審議のうえ次のとおり決定。

- ・令和6年5月16日(木)午前中に開催する。

具体的な開始時間については、応募団体数によって変動する可能性があるため、応募団体数が確定次第、事務局から連絡する。

以上